

スマート税関に向けた取組

～食品輸出における保税制度の活用～

財務省関税局 税関調査室・監視課

2024年1月15日

目次

1. スマート税関構想について

2. 食品輸出における保税制度の活用

①保税制度について

②保税工場について

スマート税関構想

「スマート税関構想2020」（2020年6月18日公表）

税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられる「世界最先端の税関」を実現させる中長期ビジョン。



「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」（2022年11月28日公表）

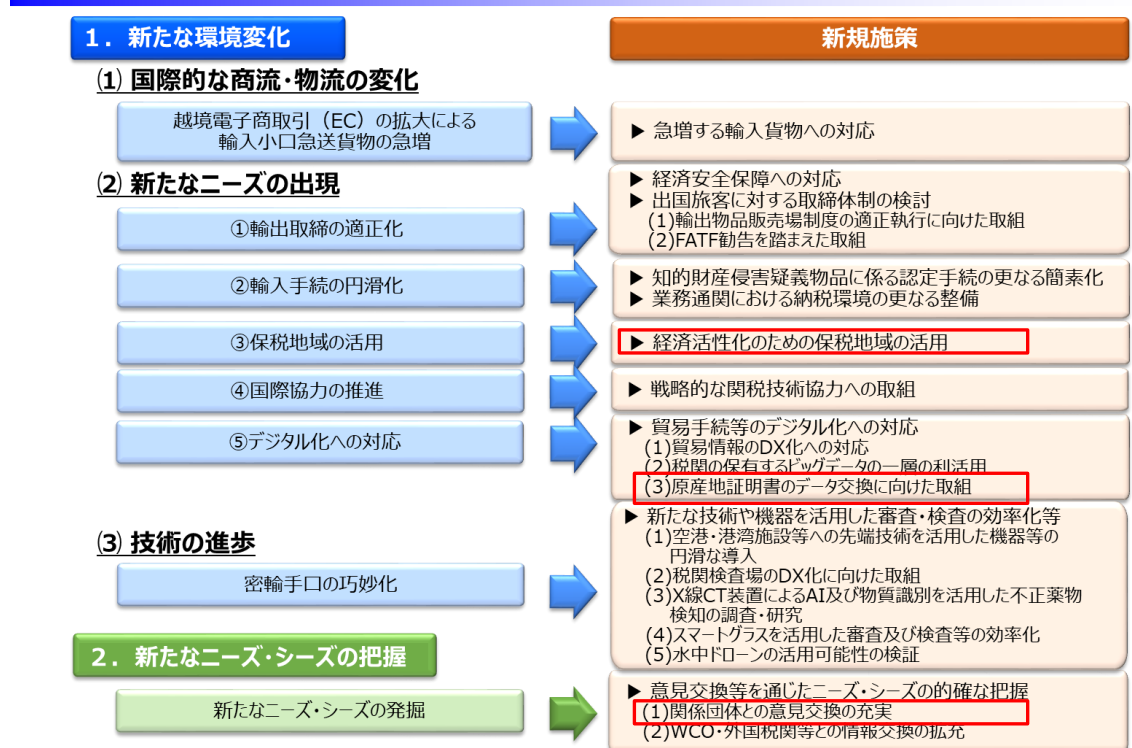
（2022年11月28日公表）

構想策定後の環境変化やニーズに対応するため、施策をアップグレード。税関発足150周年を機に公表。

「スマート税関構想2020」で掲げられている各施策については、目標・達成時期を定めた工程表に基づき進捗管理を行いつつ、可能なものはスケジュールを前倒しするなど、積極的に取り組んでいる。

「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」に係る新規施策についても、現在、新たに工程表を作成し、2023年6月公表。

スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の新規施策



1. (2) 新たなニーズの出現

③ 保税地域の活用



新規施策⑦

経済活性化のための保税地域の活用

保税地域に外国貨物が置かれている間は、当該貨物の関税等の徴収が留保されることから、近年、保税地域を活用した新たなビジネス（保税地域におけるアートフェアの開催等）が展開されています。

経済活性化に寄与するため、今後、更に多様な形での制度活用を図ります。



取組

- 様々な分野の事業者等への制度周知によるニーズの掘り起こしや、ニーズを踏まえた対応
- 保税制度の更なる適正執行に向けた体制強化の検討

| 新規 | | | | | | | | 継続 | | | | 進捗 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | S | M | A | R | T | S | M | A | R | T |

1. (2) 新たなニーズの出現

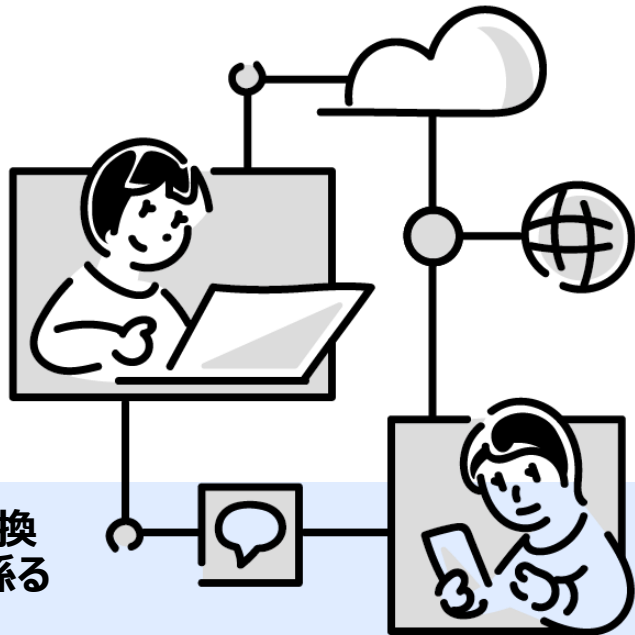
⑤デジタル化への対応

新規施策⑪

原産地証明書のデータ交換に向けた取組

RCEPなどのメガEPAを含む各種EPAが進展するなか、日本が締結する多くのEPAの原産地証明手続で第三者証明制度（政府発給当局等が原産地証明書を発給）が採用されています。

ASEAN各国の税関当局からは原産地証明書の紙原本の提出が求められる場合が多く、産業界からは原産地証明書のデジタル化を期待する声があります。



取組

- タイ、インドネシア及びASEANとの間で、原産地証明書のデータ交換実現に向けて、相手国・国内関係省等との協議及び新たな機能に係るシステム開発を順次実施
- データ交換の実現と並行してPDFファイルによる原産地証明書の受け入れについて相手国に働きかけ

| 新規 | | | | | | | | | | 継続 | | | | 進捗 | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | S | M | A | R | T |
| | | | | | | | | | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | | |

2. 新たなニーズ・シーズの把握

新たなニーズ・シーズの発掘

新規施策⑰

関係団体との意見交換の充実

物流の現状や事業者の直面する課題について把握し、関税・税関行政の改善につなげる等の観点から、関係団体との意見交換を積極的に実施しています。

これまでの意見交換の相手方は、東京に本社がある事業者で構成される団体が中心ですので、今後は、地方の事業者の声も聴いていく必要があると考えています。

取組

- 新たなニーズ把握により関税・税関行政を改善
- 地方の関係団体にも取組を拡大
- 関係省庁等と連携し輸出支援にも注力



| 新規 | | | | | | | | | | | | | | 継続 | | | | 進捗 | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | S | M | A | R | T | S | M | A | R | T |

目次

1. スマート税関構想について

2. 食品輸出における保税制度の活用

①保税制度について

②保税工場について

保税制度について

- 外国から到着した貨物で輸入許可前のもの、又は輸出の許可を受けた貨物は、関税法上「外国貨物」とされ、税関長により外国貨物を置くこと等ができる場所として許可等された場所である**保税地域**以外の場所に置くことができない。
(関税法第30条第1項)

➡ 保税制度は、貨物を税関の監督下に置くことにより、輸入許可前又は輸出許可後に貨物のすり替え等が行われるリスクを低く抑え、薬物・銃器等の社会悪物品の日本国内への流入の防止やテロ関連物品の輸出の防止、国内産業の保護を目的として課している関税などの徴収の確保を図るとともに、貿易の振興などへの寄与を目的とするもの。

■ 保税制度の目的

秩序ある貿易の維持、関税などの徴収の確保



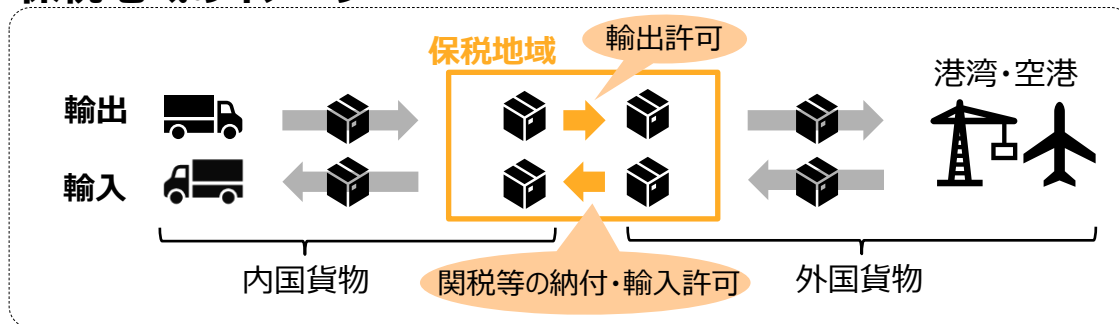
税関の審査・検査を受け、関税等を納付することにより保税地域から外国貨物を引き取ることが可能。
(社会悪物品の水際取締、関税などの徴収の確保)

貿易の振興など



保税地域に外国貨物が置かれている間は、当該貨物の関税等の徴収が留保されるため、関税等未納の状態を利用して、外国貨物の蔵置、加工・製造、展示等の行為をすることが可能。

■ 保税地域のイメージ



■ 保税地域の種類と主な機能

| 種類 | 主な機能 | 蔵置期間 | 設置の手續 |
|-------------------------|---------------------------------|------------------|-------------|
| ① 指定保税地域 (関税法第37条) | 外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置 例) コンテナヤード等 | 1ヶ月 | 財務大臣の 指定 |
| ② 保税蔵置場 (関税法第42条) | 外国貨物の積卸し、運搬、蔵置 例) 倉庫、上屋等 | 2年 (延長可) | 税関長の 許可 |
| ③ 保税工場 (関税法第56条) | 外国貨物の加工、製造 例) 造船所、製油所、食品工場等 | 2年 (延長可) | 税関長の 許可 |
| ④ 保税展示場 (関税法第62条の2) | 外国貨物の展示、使用 例) 博覧会、博物館等 | 税関長が必要 と認める期間 | 税関長の 許可 |
| ⑤ 総合保税地域 (関税法第62条の8) | ②～④の総合的機能 例) 中部国際空港等 | 2年 (延長可) | 税関長の 許可 |

保税地域における貨物管理イメージ（保税蔵置場の例）

税関

【保税蔵置場の許可】

- 税関において、
 - ✓ 人的要件（例：外国貨物等の保管業務の業務処理能力）
 - ✓ 場所的要件（例：税関官署からの距離）
 - ✓ 施設的要件（例：出入口等への施錠）
 - ✓ 量的要件（例：輸出入貨物取扱見込量）等の観点から、確認・審査を行う。

【保税業務検査や保税取締りの実施】

- 税関は、適正な貨物管理等を目的とし、社内体制や記帳内容等に係る保税業務検査、貨物の立会確認や情報収集等の保税取締りを実施する。
- 検査等により非違（法の規定に違反する行為）の事実が判明した場合、非違の程度に応じた処分（保税蔵置場の許可取消、貨物の搬入停止）を行う。

保税蔵置場

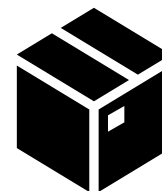


保税蔵置場
への搬入



保税蔵置場の被許可者（倉主）

保税蔵置場
からの搬出



※ 輸出入や保税運送(外国貨物のまま他の保税地域等に運送)を行う際は、それらに応じた税関の許可・承認が必要

【適切な貨物管理】

- 貨物の搬出入や各種手続についての帳簿の備付(記帳義務)、貨物管理についての社内管理規程（CP=Compliance-Program）の整備等により、倉主が自己の責任で貨物を適正に管理。**（自主管理方式）**

【保税蔵置場における貨物の取扱い】

- 保税蔵置場の貨物は、①内容の点検、改装、仕分け等、②見本の展示、簡単な加工等が可能。
（②は税関長の許可が必要）

※ 上記の他、見本の持ち出し、外国貨物の廃棄、外国貨物の3ヶ月以上の蔵置、保税蔵置場の改築等が発生する場合は税関への申請・届出等が必要。また、保税蔵置場にある外国貨物が亡失した際は、保税蔵置場の被許可者が関税納付義務を負う。

保税地域の許可申請について

■ 保税地域（保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域）の許可

⇒ 民間企業等の土地や施設等について、**税関長から保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域の許可を受けることにより**、外国貨物（外国から到着した輸入手続未済の貨物等）の取扱いが可能となります。

■ 保税蔵置場等の許可申請の流れ（一例）

① 申請予定の申出・相談

保税蔵置場等の新規許可を受けたい場合は、あらかじめ、申請予定地の所在地を管轄している**税関官署の保税担当部門へ相談**してください。

② 税関との相談・ヒアリング

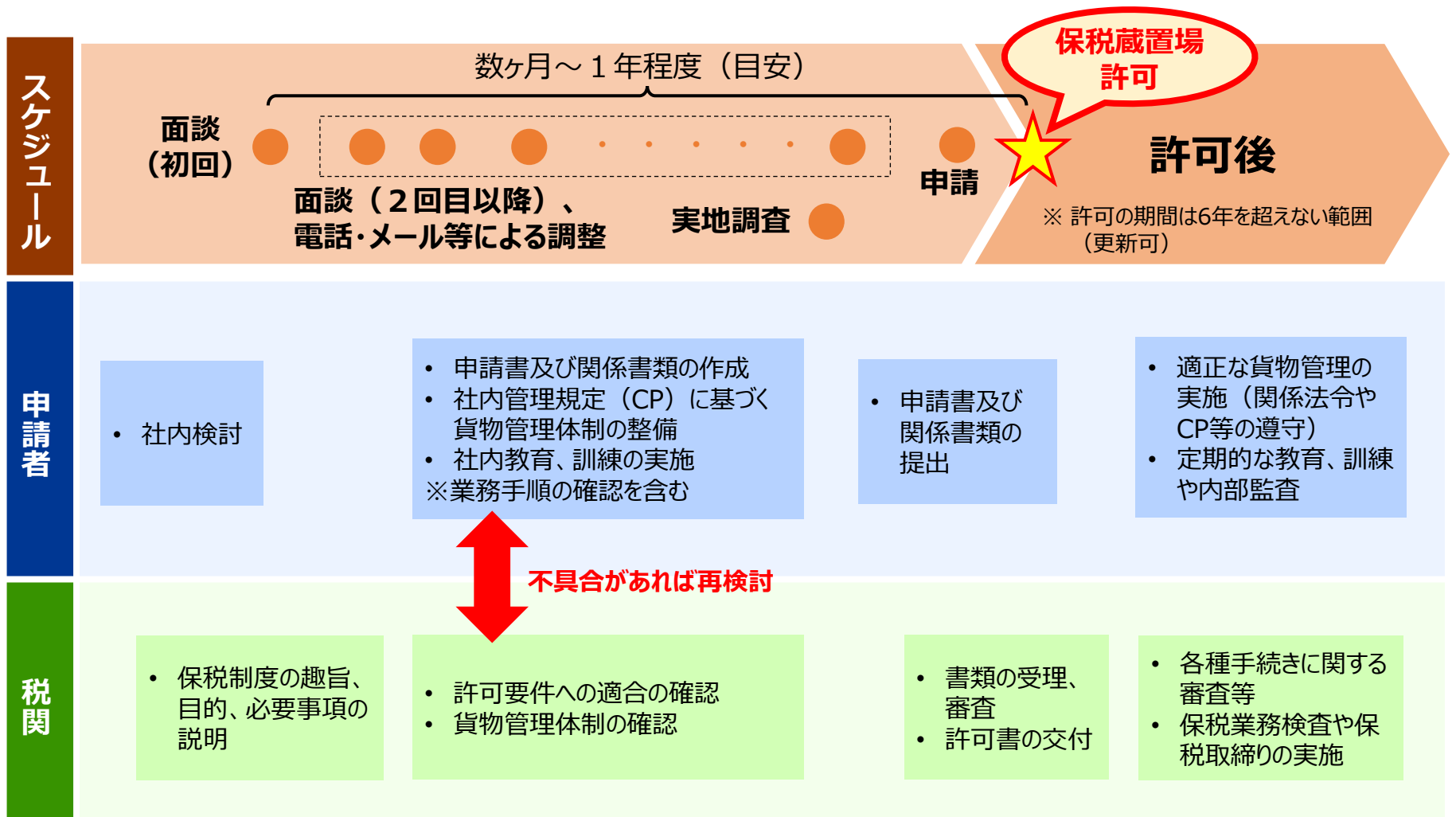
許可要件を満たしているかについて、複数回のヒアリング等を通じて確認します。具体的には、**施設設備、役員・従業員の関税法令の理解度、貨物管理能力、許可申請書類等**についてお伺いします。

③ 許可申請書類の提出

申請予定地の所在地を管轄している税関官署の保税担当部門へ、**新規許可申請関係書類を提出**してください。

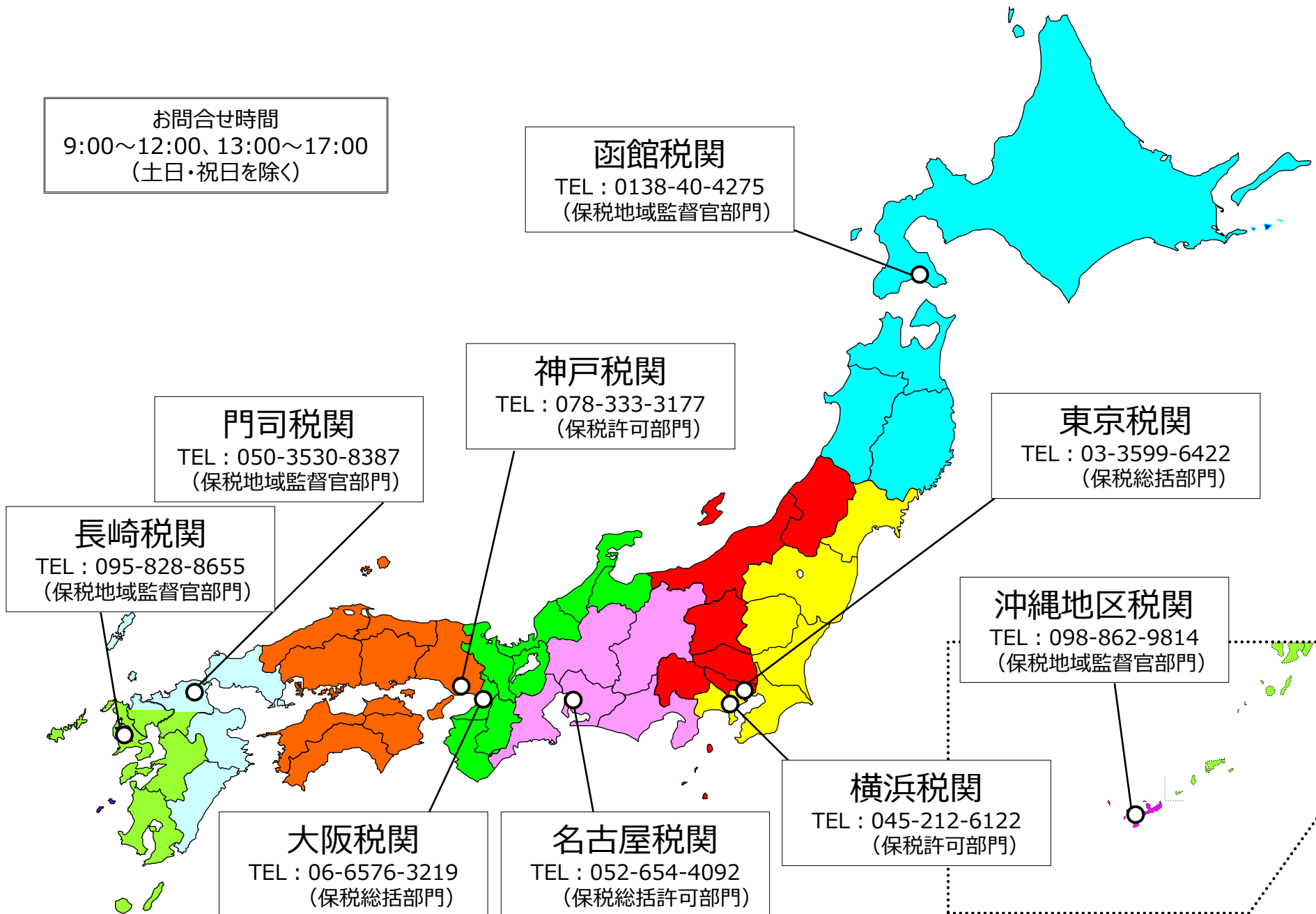
- ※ 上記の流れは一例であり、申請内容や状況に応じて、お伺いする内容等が上記とは異なる場合があります。
- ※ 保税蔵置場の場合、申出・相談をいただいてから許可までは、一般的に数ヶ月～1年程度かかります（申請内容や状況に応じて異なります。特に初めて申請される企業の皆様は、スケジュールに余裕を持ったご相談をお願い致します）。
- ※ 保税工場・保税展示場・総合保税地域や、保税蔵置場等の一種である保税売店についても、大まかな流れは上記と同様です。

一般的な保税蔵置場の許可申請プロセス例



- ※ 上記の流れは一例であり、申請内容や状況に応じて、お伺いする内容やプロセス等が上記とは異なる場合があります。
- ※ 保税蔵置場の場合、申出・相談をいただいてから許可までは、一般的に数ヶ月～1年程度かかります（申請内容や状況に応じて異なります。特に初めて申請される企業の皆様は、スケジュールに余裕を持ったご相談をお願い致します）。
- ※ 保税工場・保税展示場・総合保税地域や、保税蔵置場等の一種である保税売店についても、大まかな流れは上記と同様ですが、関係法令や通達等に基づき確認する事項が異なるため、一般的な保税蔵置場に加えて許可までの期間が長くなる場合があります。

【参考】保税地域の許可申請に関する問合せ先



お問合せ時間
9:00~12:00、13:00~17:00
(土日・祝日を除く)

函館税関
TEL : 0138-40-4275
(保税地域監督官部門)

神戸税関
TEL : 078-333-3177
(保税許可部門)

東京税関
TEL : 03-3599-6422
(保税総括部門)

門司税関
TEL : 050-3530-8387
(保税地域監督官部門)

長崎税関
TEL : 095-828-8655
(保税地域監督官部門)

沖縄地区税関
TEL : 098-862-9814
(保税地域監督官部門)

横浜税関
TEL : 045-212-6122
(保税許可部門)

名古屋税関
TEL : 052-654-4092
(保税総括許可部門)

大阪税関
TEL : 06-6576-3219
(保税総括部門)

目次

1. スマート税関構想について

2. 食品輸出における保税制度の活用

①保税制度について

②保税工場について

保税工場とは

- 保税工場は、外国貨物（外国から到着した貨物で輸入許可前のもの）について、関税等の徴収が留保された状態で加工・製造等ができる場所として、税関長が許可した保税地域であり、加工貿易の振興等に寄与。
- 保税工場においては、秩序ある貿易の維持や関税等の徴収の確保の観点から、取り扱う貨物が外国貨物のまま加工され、製品が再度確実に海外に輸送（積戻し）される等、適正な貨物管理を行うことが必要不可欠。

■ 保税工場のイメージ（加工食品の例）



- ※ 加工・製造された製品は外国貨物として取扱う。なお、内国貨物（国内産品等）と外国貨物を混用することも可能であり、その場合も製品は原則として外国貨物として取扱う。
- ※ 海外に再度輸送（積戻し）する製品と、国内に引き取る（輸入）する製品を、併せて加工・製造することが可能。
- ※ 併せて保税蔵置場の許可を受けることで内国貨物のみを使用して製造された製品の輸出許可を受けることが可能（併設蔵置場）。

■ 保税工場の特徴（令和5年4月1日時点）

| 主な機能 | 蔵置期間 | 設置の手続 | 輸出件数 |
|------------|-------------|--------|------|
| 外国貨物の加工、製造 | 2年 (延長可) | 税関長の許可 | 202件 |

■ 保税工場の例



石油プラント



造船所

食品関係保税工場一覧（2023年4月1日時点）

| 管轄税関 | 保税工場名 | 所在地 | 保税作業の種類 | 使用する外国貨物の種類 | |
|----------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------|
| 東京 | 和田製糖(株)江戸川工場 | 東京都江戸川区 | 精製糖の製造 | 粗糖 | |
| | (株)高岡屋埼玉工場 | 埼玉県さいたま市 | 焼海苔及び味付海苔等の製造 | 干し海苔 | |
| | (株)明治埼玉工場 | 埼玉県春日部市 | 乳幼児用調製粉乳の製造 | ホエイたんぱく質濃縮物調整粉、ホエイパウダー、脱脂粉乳 | |
| | (株)ティエフケー羽田支店 | 東京都大田区 | 機内食用ビーフステーキの調製(ポーションカットのもの) | 牛肉(ポーションカットしたもの) | |
| | 雪印ビーンスターク(株)群馬工場 | 群馬県邑楽郡大泉町 | 調製粉乳の製造と充填 | ホエイタンパク濃縮物、脱塩ホエイ粉及びホエイ調製品 | |
| | コスモ企業(株) | 千葉県成田市 | 機内食用ビーフステーキの調製(ポーションカットのもの) | 牛肉(ポーションカットのもの) | |
| | (株)ティエフケー | 千葉県成田市 | 機内食用ビーフステーキの調製(ポーションカットのもの) | 牛肉(ポーションカットしたもの) | |
| | ゲートグルメジャパン(有)成田 | 千葉県成田市 | 機内食用ステーキ肉の調製 | 牛肉(調整したものを含み、ポーションカットしたものに限り) | |
| | 森永乳業(株)東京多摩サイト | 東京都東大和市 | 育児用調製粉乳の製造 | 脱脂粉乳、ホエイ混合物、ホエイパウダー、バターミルクパウダー混合物 | |
| 横浜 | (株)加藤美峰園本舗横浜保税工場 | 神奈川県横浜市 | 脱蛋白蜂蜜の製造 | 天然蜂蜜 | |
| | ネスレ日本(株)霞ヶ浦工場保税工場 | 茨城県稲敷市 | 脱脂粉乳等を使用した食品原料の製造 | 脱脂粉乳、デキストリン | |
| | アサヒグループ食品(株)栃木さくら工場保税工場 | 栃木県さくら市 | 乳幼児用調製粉乳及び妊婦授乳婦用調製粉乳の製造 | ホエイ及び脱脂粉乳 | |
| | 太平洋製糖(株)保税工場 | 神奈川県横浜市 | 粗糖の精製、精製液糖の製造、上白糖の製造、グラニュー糖の製造、三温糖の製造 | 粗糖 | |
| 名古屋 | 春日井製菓(株)春日井工場 | 愛知県春日井市 | 飴菓子の製造 | グラニュー糖 | |
| | 日本ジュース・ターミナル(株) | 愛知県豊橋市 | 濃縮オレンジジュース（ハイオイル）の製造 | 濃縮オレンジジュース、オレンジエッセンス（オレンジ精油） | |
| | 伊藤忠製糖(株) | 愛知県碧南市 | 精製糖、精製液糖の製造 | 粗糖 | |
| | あづまフーズ(株)本社工場 | 三重県三重郡菟野町 | ししゃも卵加工食品（着色・味付け）の製造 | ししゃも卵 | |
| 大阪 | 京都グレイシステム(株)奈良工場 | 奈良県奈良市 | アマニ粒の焙煎加工 | アマニ粒 | |
| | 日和澱粉工業(株)本社工場 | 奈良県橿原市 | タピオカスターチの製造 | タピオカでんぷん | |
| | 日澱化学(株) | 大阪府大阪市 | エーテル化でん粉の製造及び混合 | ハイアミロース・コーンスターチ | |
| | 日新製糖(株)今福工場 | 大阪府大阪市 | グラニュー糖、上白糖、中双糖、三温糖及び氷砂糖の製造 | 粗糖 | |
| | 新田ゼラチン(株)大阪工場 | 大阪府八尾市 | 調整ゼラチン | ゼラチン | |
| | 味覚糖(株)奈良工場 | 奈良県大和郡山市 | キャンディ、ソフトキャンディ、グミキャンディ | グラニュー糖、ホエイパウダー、無塩バター、加糖練乳、バターミルクパウダー | |
| | (株)エイエイエスケータリング | 大阪府泉南市 | 機内食用ポーションカットした牛肉の調製 | 牛肉（ポーションカットしたもの） | |
| | (株)シキボウ堺 | 大阪府堺市 | エーテル化澱粉の混合 | エーテル化澱粉 | |
| | マリンフード(株) 泉大津工場 | 大阪府泉大津市 | プロセスチーズ及びナチュラルチーズ（シュレッドタイプ）の製造 | ナチュラルチーズ | |
| | 関西製糖(株) | 大阪府泉佐野市 | グラニュー糖、上白糖、液糖、三温糖 | 粗糖 | |
| | マリンフード(株) 長浜工場 | 滋賀県長浜市 | チーズ及びバター並びに乳等を主要原料とする食品の加工製造 | ナチュラルチーズ、バター | |
| | カルビー(株) 京都工場 | 京都府綾部市 | シリアル食品の製造 | フリーズドライいちご、フリーズドライりんご、オーツ麦 | |
| | (株)ウーケ富山入善工場 | 富山県下新川郡入善町 | 無菌米飯の製造 | 精米（タイ米） | |
| | 神戸 | グリコニューアークチャリングジャパン(株)柏原工場 | 兵庫県丹波市 | 乳幼児用調製粉乳の製造 | 調製ホエイ |
| 六甲バター(株)神戸工場 | | 兵庫県神戸市 | プロセスチーズの製造 | ナチュラルチーズ | |
| B-Rサーティワンアイスクリーム(株) 神戸三木工場 | | 兵庫県三木市 | アイスクリームの製造 | フローズンクリームチーズ、チョコレート、キャンディ、ストロベリー果肉 | |
| (株)扇雀館本舗姫路工場 | | 兵庫県姫路市 | 飴菓子の製造 | グラニュー糖 | |
| (株)宝幸ロール西宮プラント | | 兵庫県西宮市 | プロセスチーズの製造 | ナチュラルチーズ及び乳たんぱく | |
| 松谷化学工業(株) | | 兵庫県伊丹市 | デキストリンの製造 | タピオカ澱粉 | |
| (株)林原岡山機能糖質工場 | | 岡山県岡山市 | トレハロースの製造 | タピオカ澱粉 | |
| 池田糖化工業(株)箕島工場 | | 広島県福山市 | 液状カラメル及び粉末カラメルの製造 | グラニュー糖 | |
| 門司 | | 関門製糖(株) | 福岡県北九州市 | 精製糖 | 粗糖 |
| | | DM三井製糖(株)福岡工場 | 福岡県福岡市 | 精製糖の製造 | 粗糖 |
| 沖縄 | 沖縄ハム総合食品(株)読谷 | 沖縄県中頭郡読谷村 | 食肉製品及び加工肉の製造 | 牛肉、豚肉 | |

保税工場の事例①

■ 保税工場の概要



| | |
|----------------------|----------------------|
| 工場名 | 味覚糖(株) 奈良工場 |
| 従業員数 | 450人 |
| 工場敷地面積 (保税工場許可面積) | 約50,000㎡ (9,526㎡) |
| 保税許可年月日 | H23.2.1 |

■ 保税制度についての声



味覚糖(株)
保税担当者

- 日本のお菓子は海外でも人気があります。保税工場の許可を受け、海外向け商品の製造に使用する輸入原料の関税負担がなくなったことで、海外競争に対抗できる価格設定が可能となりました。

■ 製造の流れ



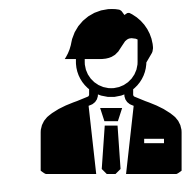
保税工場の事例②

■ 保税工場の概要



| | |
|----------------------|-----------------------|
| 工場名 | 春日井製菓(株) 春日井工場 |
| 従業員数 (春日井工場のみ) | 550人 (278人) |
| 工場敷地面積 (保税工場許可面積) | 約33,950㎡ (13,182㎡) |
| 保税許可年月日 | S59.5.21 |

■ 保税制度についての声



春日井製菓(株)
保税担当者

・ 保税工場制度を利用すると、原料品に関税がかからない他、砂糖調整金も免除されるため、国際競争力の面や調整金還付申請も必要ない等、事務手続きの面で大きなメリットがあります。

■ 製造の流れ



保税工場の許可要件と留意事項

■ 保税工場の主な許可要件（[関税法基本通達43-1等](#)）

◆ 人的要件

- ・ 保税工場の**業務遂行に十分な能力**を有していること（法令等の知識、記帳能力、保管業務等に関する能力等）
- ・ 一定期間法令違反で処分を受けていないこと（関税法第43条） 等

◆ 施設的要件

- ・ 貨物の**適正な保全ができる施設**であること（フェンスの設置、施錠等）

◆ 量的要件

- ・ 一定量以上の**貨物の取扱見込み**があること

※ 上記の他、製品等の数量が即物的かつ容易に把握できる場合等を除き、歩留りの設定が必要とされています。（参照：個別通達「[製造歩留事務提要の制定について](#)」）

■ 許可後における留意事項等

● 保税地域許可手数料

- ・ 被許可者は、保税工場の面積等に応じ、毎月、税関に一定額の**手数料の納付**が必要。
（例：2,500㎡未満は6,800円、2,500㎡～5,000㎡未満は9,500円）

● 記帳義務

- ・ 被許可者は、自己の責任により外国貨物を管理し、**帳簿を設けて所要の事項を記載**。

● 保税作業の届出

- ・ 保税作業の開始及び終了の際は、**税関への届出**が必要。（取締り上支障がない場合は、開始の届出は不要）

● 亡失した場合の関税納付義務

- ・ 保税工場にある外国貨物が亡失した際は、被許可者が**関税納付義務**を負う。

● 指定保税工場

- ・ 製造歩留りが安定していることその他保税作業の性質等を勘案して取締り上支障がない場合は、「**指定保税工場**」の指定を受けることができ、保税作業の**届出の省略**が可能。（毎月の報告書提出による簡易な手続きにより代替）
- ・ 「指定保税工場」のうち、関税徴収の確保上問題ない場合は、**貨物の総量管理**の適用を受けることが可能。
（外国貨物と内国貨物の**区分蔵置が不要**となるなど、手続きが更に簡略化）

【参考】保税工場における手続きの一般的な流れ（イメージ）

